

会 議 録

審 議 会 名	令和３年度第４回杉戸町立小中学校通学区域等審議会
開 催 日 時	令和４年１月１４日（金）午後３：００～４：１０
開 催 場 所	杉戸町役場 第１庁舎３階会議室
会 議 の 議 題	１．杉戸町立小中学校の再編計画についての答申（案）について
公開・非公開の別	公開・非公開（公開の場合傍聴者数 １３人）
	（非公開の場合理由）
出 席 委 員 氏 名	・輪島 正視 ・加藤 實 ・大橋 淳子 ・石田 茂生 ・関本 由美 ・五十嵐 貴博・藤田 敏男 ・馬場 茂明 ・小川 昭男 ・木村 孝 ・菊地 信一 ・稲葉 道夫
審 議 の 概 要	別紙のとおり

令和3年度第4回杉戸町立小中学校通学区域等審議会会議録

1 日 時 令和4年1月14日（金） 午後3時00分から午後4時10分

2 場 所 杉戸町役場 第1庁舎3階会議室

3 出席者 ・輪島委員 ・加藤委員 ・大橋委員 ・石田委員
・関本委員 ・馬場委員 ・五十嵐委員 ・藤田委員
・小川委員 ・木村委員 ・菊地委員 ・稲葉委員

4 傍聴人 13人

5 概要

（1）開 会

（2）会議録署名人の指名

稲葉委員、加藤委員

6 議 事

1. 杉戸町立小中学校の再編計画についての答申（案）について

<事務局からの説明>

それでは、杉戸町立小中学校の再編計画（答申（案））についてご説明いたします。本答申案については、前回までの審議会からいただいた意見と全4回にわたっての保護者及び地域住民を対象とした意見交換会の意見を踏まえて杉戸町立小中学校の再編計画（案）を作成いたしました。郵送した資料をもとにご説明いたします。

3ページをご覧ください。「1. はじめに」では本審議会が教育委員会から諮問を受け答申しました「学校の適正規模・適正配置について」と「杉戸町立小中学校の再編計画について」の議論について説明し、最終的にまとまりました再編計画を教育委員会へ答申する旨の内容となっております。

「2. 審議会の審議経過等」では令和2年8月に教育委員会から本審議会へ適正規模及び適正配置についての諮問がなされ、9月に第1回、10月に第2回の審議会後、保護者等へのWEBアンケート調査を実施いたしました。次のページを開いてください。年明け令和3年1月に第3回、3月に第4回と審議いたしまして、年度が変わり、令和3年5月に適正規模・適正配置に

ついでに答申案が審議され答申書として教育委員会へ提出いたしました。なお、審議会の回数については年度でクリアしておりますが、わかりやすいように通し番号として再編計画では記載いたしました。その後、教育委員会で審議会の答申に基づき適正規模及び適正配置の基本方針を7月に決定しました。同時に再編計画について再度教育委員会から本審議会へ諮問をいたしました。これを受けて令和3年8月に第6回の審議会が開催され、10月に第7回へと続き、11月から12月にかけて保護者・地域住民を対象とした意見交換会を開催いたしました。意見の内容についてはこのあとご説明します。そして、本日第8回の審議会でお集り頂いておりますので答申案について検討しまして、次回の第9回で答申の最終審議を予定しております。5ページをご覧ください。

「3. 町立小・中学校の現状」では以前審議会で説明した内容を再度確認の意味で記載いたしました。①児童・生徒の推移では、平成元年から令和3年までの児童・生徒数を表とグラフで表しております。6ページをお開き下さい。②児童・生徒の将来推計では、令和3年から令和9年までの児童・生徒数を令和3年5月1日現在で試算しグラフと表としております。7ページでは③児童生徒数をもとに普通学級と特別学級の数を令和3年度と令和9年度とを比較しております。

「4. 学校再編を進めるうえで基本的な考え方」についても以前説明しております。3つの項目を基本として検討しております。①児童・生徒にとってより良い教育環境の提供②持続的・安定的な教育の推進、8ページをお開き下さい。③地域と学校との関わりに配慮でございます。

「5. 学校再編の手法」についても以前説明しております。①学校の統合には、1) 分離統合、2) 編入統合、3) 新設統合がございます。9ページをご覧ください。②学校区の見直し・通学区域の弾力的運用、③特認校制度、④小中一貫校には1) 施設一体型、10ページをお開き下さい。2) 施設隣接型、3) 施設分離型、4) 義務教育学校などがございます。

「6. 杉戸町立小中学校の適正規模・適正配置の基準」ではすでに何度もご説明しておりますのでご確認ください。11ページをご覧ください。

「7. 基本方針の適正規模の基準から外れる町立学校」では先ほどの令和3年度と令和9年度の普通学級数のデータから抽出して第三小・西小・泉小・高野台小・東中が再編の対象校としてピックアップしております。

「8. 具体的な学校再編計画」についてはそれぞれの学校の方針を示しております。①第三小は存続、12ページをお開き下さい。②西小と高野台小は高野台小へ編入統合、③泉小は存続、④東中は広島中学校へ編入統合といたしました。

「9. 学校再編の進め方」では東中学校と広島中学校の統合を優先し、続いて西小と高小の統合を実施します。統合するには、学校施設の改修や制服、校名などの決定が必要になり決定に当たっては統合準備委員会を立ち上げて準備することとしています。13ページをご覧ください。学校再編のスケジュールを示しておりましてあくまでも予定ですけど東中と広中は令和6年度まで準備をして令和7年度に統合校の開校を予定し、西小と高小は令和9年度まで準備をして令和10年度に統合校の開校を予定します。14ページをお開き下さい。ここからがまとめに入るところです。

「10. 学校再編によって生じる課題への対応」は意見交換会での結果を踏まえ、学校再編によって生じる課題への対応をまとめました。①通学手段等については、1) 通学距離が適正距離の基準を超えることとなる児童・生徒については、保護者からの意向を確認したうえでスクールバスや町内巡回バスまたは路線バスなどの利用を検討することについては、特に東中学校の保護者からのご意見が多かったところです。また、2) 中学校においては部活動等の終了時間など時間的にも配慮が必要であることや、3) 新たに通学路を設定する際に通学上問題のある個所がある場合には改善する手立てを講じること、4) 学校再編により通学距離が伸びたことで他の学校が最寄となる場合は地域や保護者の意向を確認のうえ学校区の変更など弾力的に運用するよう検討すること、このことは西小学校の保護者からの意見が主になっております。

②児童・生徒に対する心のケアについては、1) 統合に際して学校間相互の事前交流等を計画的に実施すること、2) 不安や悩みに対応するためスクールカウンセラーや学習指導員等を配置すること、3) 統合校の教職員構成についてはそれぞれの学校の教職員が複数配置できるよう人事上の配慮を要することなどです。

次に③再編に関わる学校の施設・設備・予算についてです。1) 学校施設の改修では計画的に進めることや西小・高小の統合にあたっては放課後児童クラブの統合についても検討すること、2) 統合する場合は準備段階から様々な整備が必要であるため必要な予算を確保すること、3) さらに保護者への負担が増えないよう努めることです。

④地域・保護者との関わりについては、1) 各小中学校と関わって実施してきた町全体や各行政区の諸行事で再編により変更が必要となるものは協議により進める、2) では学校支援組織で再編が必要である場合も準備段階で再編整理を進めることとします。

「11. 付記」では審議会で出された他の意見として再編計画を検討する過程での意見を挙げさせていただきました。1) 長期的な視点に基づいた場

合、中学校を1校として集中させたほうが子ども達にとってより良い教育が行えるではないか。2)現在の学区にとらわれることなく学区の変更も含めて児童・生徒の学習機会の均等が図られる計画を検討すべきである。

「12. おわりに」で締めくくらせてもらいました。

説明は以上となります。

<会長>

ありがとうございました。今回で8回目の審議会ということで次回の第9回の審議会では最終審議と答申書の提出ということになるかと思います。特別な場合がない限り第9回の審議会で議論をして改めて文書を作り直すということは時間的に非常に難しいと考えています。従って本日の審議会が最終の議論の場になります。委員の皆様方には事前に資料等が配られていると思いますし、先ほど事務局からも説明がありましたが、前回までの会議のなかで委員の皆様からもう少しこの点について議論したいということがあればそれを、それから今回新たに意見交換会での質疑応答の資料が出ているのでそちらについてのご意見等も出していただければありがたいと思います。

<委員>

意見交換会の出席人数があまりにも少ないのではないかとこの懸念があるのですが、特に西小と高野台小の再編についての意見交換会は対象者に対して出席者が少ないと思います。果たしてこの人数の意見交換会の質疑応答ですべてが対応できたと言えるのか、事務局としての見解を伺います。非常に重要な問題ににもかかわらず出席者が少ない理由をどのようにとらえているのかについても伺います。

<事務局>

意見交換会については、教育委員会としては多くの方に御参加いただきたいと考え、対象となる地区の全戸に対してチラシを配布したところですが、一番周知が図れる方法だったと考えております。配付したチラシには学校再編計画案の概要を掲載しましたので参加者が少なかったということは、再編計画案についてある程度ご理解いただけた方が多かったととらえることもできるのではないかと考えております。意見交換会は4回行いましたが、仮に今後も同じように意見交換会を開催しても参加者が急に増えるということは想定しづらいと考えますので今回の意見交換会で一定程度の意見集約はできたのではないかと考えております。

<委員>

ちょっと納得できないのですが、参加していない方はおおむね賛成ととらえていいのではないかというお話がありましたが、それは少し性急すぎるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

<事務局>

補足をさせていただきます。我々も参加人数については少ないと感じていまして、各学校にも確認をさせていただいたのですがあまり反応というか問合せはないということでした。役場にも問合せはほとんどない状況です。特に西小と高野台小の再編については、令和10年度から予定ということもあってまだ自分事としてとらえられていないということはあると考えています。それは今後、統合検討委員会を組織して検討する段階においては細かい意見等が出てそれに対応していくということになると考えていますが、今の時点で同じような意見交換会を開催して人がたくさん集まるかといえなかなか難しいのではないかと考えています。

<会長>

先ほどの説明からすれば、今後改めて意見交換会を開催する予定はないということでしょうか。

<事務局>

はい。

<委員>

この手の話で一番怖いのは聞いていなかったという層の存在だと思います。話は聞いていたけれども具体的な中身は聞いていなかったというのが後から大きな問題になってくるという懸念がありますので、その辺りはしっかりと理解をしていただければと思います。丁寧に意見を吸い上げていくという段取りを踏まないとせっかく答申したのに最終的に反対が多くなったということにならないようにお願いをしたいと思います。

<会長>

確かに意見交換会での意見の中にも初めて聞いてびっくりしたという意見が2件ほどありましたので、教育委員会にて再編計画が決定した段階などで保護者へ周知するなどの方法を検討してもらえると良いのではないかと感じました。

<委員>

自分の子どもは泉小学校なのですが、今回の意見交換会については該当となる児童の保護者はすごく興味があり、こうしてほしい、ああしてほしいという意見があります。先ほど私たちのクラスの意見を教育長にお渡しさせていただきました。先ほど話があったようにその時にならないと自分事としてとらえられないのが現状なのではないかと思いますので、西小と高野台小も近づけば近づくほどいろいろな意見が出てくるのではないかと感じています。また、具体的な再編計画についてですが、この答申案に記載されている内容で進めていくということでしょうか。答申後に最終的にはどこで決定となるのでしょうか。

<会長>

先ほど事務局より説明があったとおり答申案の「8 具体的な学校再編計画案について」の①から④まで、このようにしたほうが良いというのがこの審議会の答申ということになります。最終的な再編計画については教育委員会で決定ということになると思います。その後に町の政策会議にかけたり議会とのやり取りも出てくることになると思います。

<委員>

次の審議会で答申が出たとしても町長部局や議会との絡みで変わる可能性が十分にあると思っています。過去、広島中が出来たときは答申とは逆に広島中が出来たようなのですが、当日のいきさつをわかる範囲で教えていただければと思います。

<教育長>

かなり昔のことになりますので当時のことはわかりかねます。

<会長>

我々としては、諮問のあった小中学校の再編についてどう考えるかという答申を提出するまでが役割になると思います。

<委員>

最終決定は議会だと思うのですが、何年度ぐらいの議会になる予定でしょうか。

<事務局>

現時点での予定では答申後に教育委員会での決定があり、その後に町の政策会議等にかけて最終的なものは議会での条例の改正となりますので、現時点でのスケジュールでは東中、広島中の統合については令和7年度からという予定となりますので、令和6年度、早ければ令和5年度の議会に条例改正の議案の提出となるのではないかと考えております。

<委員>

答申案にあるスケジュールでは令和3年度から体育館の改修が始まることになっているのですが、その前に議会を通さなくてもよいのでしょうか。

<事務局>

体育館の改修については老朽ということもありますが、細かく申し上げると学校の統合の改修ということになると国の補助金の率が変わるということもありますので学校再編計画をもとに改修する予定ではあります。

<会長>

素人考えかもしれませんが、条例の改正は遅くとも令和5年度ぐらいにしておかないと国庫補助のからみとか統合準備委員会でも検討しなければならないことはたくさんあると思うので、それらとリンクして条例改正も考えなくてはいけないと思うのですが。

<事務局>

事務局としては条例改正は最終決定と考えておりまして、先ほどお話のあった統合準備委員会等で決まったことも含めて説明できるようにして議会に諮る必要があると考えております。ただし、その前でも再編計画が出来た段階ですとか節目節目で議会には報告をして合意形成を図っていくという作業は必要になると考えています。

<会長>

早め早めの進行をお願いできればと思います。

<委員>

自分のなかでどうしても納得いかないというか腑に落ちないのは、答申案の6ページで子ども達の推移が載っていますが、令和9年度には第三小で約50人、第二小で約100人ほど児童が減って、広島中はあまり変わらない

予測となっています。これはいまの児童生徒数からの予測なので広島中の生徒は減らない予測となっていますが、令和9年度に第二小と第三小で150人減るということは単純に中学生も6年後にはそれだけ減っていくということになると思います。10年後、20年後を見据えてどうして考えてもらえないのでしょうか。長期的には中学校が1校になっていくというのも同時並行で考えていく必要があるのではないのでしょうか。

<会長>

その件については前回の審議会で検討しましたが、答申に付記として記載しようということになり今回の答申案の15ページに記載したということになるかと思います。今の段階で中学校が1つでいいという段階には行っていないので、今後の児童生徒数の推移を見ながらということになるかと思っています。付記には記載をしますので教育委員会にはそういった思いを持ち続けてほしいということになると思います。

<委員>

意見交換会での質疑応答についてですが、12月19日西公民館での質問・意見の5番で「西小も高野台小も小さい学校でいいのではないか。」とあり「まずはこの再編案について皆様からの御意見を伺えればと考えています。」と回答したとありますが、10番でも同じような質問・意見が出ていて、こちらに対しては再編計画案のとおりで進めていくというニュアンスの回答になっていると感じるのですが、もう少し意見に対して柔軟に対応するとかいうことにはならないのでしょうか。

<教育長>

10番のご質問に対しては私からお答えした記憶があります。少人数のほうがいい教育ができるのではないかということに対して、今後の教育の方向性ということで個別最適な学びももちろん大切ですが、協働的な学びも大切だということである程度の人数は必要であるし、両者とも大切だけれども学級の規模としては非常に少ない人数よりもある程度の人数で教科学習をすることが望ましいのではないかということでお答えした記憶があります。

<事務局>

5番と10番の質問に関して、5番の質問・意見については言葉が足らず申し訳ありませんが質問のニュアンスとしては「西小も高野台小も小さい学校のままでいいのではないか」という以外にそもそもなぜこのような再編計

画案になったのかというのが質問の趣旨の一つだったととらえておりまして、それに対して「まずはこの再編案について皆様からの御意見を伺えればと考えています。」と回答をしたということになります。5番と10番が同じような質問ととらえられてしまうということであれば、5番の質問に「なぜこのような再編計画案になったのか」という文言を加えたいと思います。

<委員>

それから11番の通学路についての質問・意見についてですが、統合準備委員会は統合が決定した後に組織されると思いますので統合準備委員会で通学路を検討するのでは遅いのではないのでしょうか。

<委員>

同じところで質問なのですが、通学路について統合準備委員会で検討すると思いますが、検討して距離が縮まるのでしょうか。何を検討するのでしょうか。

<事務局>

答申案の14ページに「通学手段等」という項目があるのですが、検討するというのは学校区の変更や弾力的運用について検討するということです。で仮に隣接する学校が近ければ学区の見直しも検討するという内容で、地域の方々のご意向に沿って考慮するといった内容になります。

<委員>

学校区の変更や弾力的運用ということですが、距離がどれだけ遠くなるのか、近くなるのかといったことは現段階でも把握はできることだと思うので現段階で指針を出すべきだと思います。保護者にすべて選ばせるというよりもある程度の基準を示して周知する必要があると思うのですが。

<事務局>

現在の学区については大字といった区切りを学区の区切りとしているところが見受けられます。あとは地域の子ども会の範囲といったものも関係してくると思いますので地域の方々のご意見を伺わないとこちらで単純に区切るというのは難しいのではないかと考えています。

<委員>

以前にも指摘しましたが昔に杉戸町が合併した時の学区のままなのではな

いかと思うのです。合併して杉戸町になって60年ぐらい経ちますが学区の見直しとか学校の位置の適正配置ということを全然考えてこなかったと思うのです。昔から考えを変えてこなかったのではないですかと以前も指摘しましたが、弾力的に考えなくては良くないのではないのでしょうか。

<会長>

いままでの議論のなかでいまの話も話題になって、私の方も例えばガーデンヒルズについては前から気になっていて、もう一つは、杉小と第二小の境、あの辺りも気になります。最初事務局では原則として学区の見直しは行わないということでしたが、審議会での議論を経て今回の答申案の14ページには「地域や保護者の意向を確認したうえで学校区の変更や弾力的運用について検討すること。」ということで審議会から教育委員会に検討してくださいとかたちになりますので、審議会としてはそのように答申するという事になるかと思います。

<委員>

資料として配られた「意見交換会での質疑応答」については具体的なやり取りが記されていて、これを見ることが保護者の方たちの安心感にもつながると思うのですが、意見交換会を行う際にはチラシを地区の全戸に配付したということでしたが、この質疑応答についても配付するという事はコピー代等の関係もありますが可能でしょうか。

<事務局>

先ほどコピー代というお話がありましたが、全部を紙に印刷してということとは難しいと思いますので、町のホームページで公開させていただこうと考えております。

<会長>

少し戻って学区の問題については、14ページの4)の文章はそのままでもいいと思いますが、学校区の変更や弾力的運用については是非検討していただきたいということで事務局にはお願いしたいと思います。それから通学距離の問題は難しい問題で、どこに子どもがいるかで全然違ってくると思いますので答申としては「学校区の変更や弾力的運用について」という言葉のなかに含めるということとで理解していただいてよろしいでしょうか。

他にはございますでしょうか。無いようですので私から最後に2点ほど。意見交換会での質疑応答のなかで学校が避難所になっている関係で質問がい

くつか出ていますので、答申案14ページの「③再編に関わる学校の施設・整備・予算」ところに「避難所については町長部局と調整を図る」といった文言を是非加えていただければと思います。それから15ページの「④地域・保護者との関わり」のところについては、案外抜けてしまう場合があるので統合によって影響の出る行事や組織については極力洗い出しをしていただければと思います。例えば安全見守り隊なども再編をお願いする必要もあるでしょうし、子ども会の関係ですとか町の行事に子ども達が参加するということもあると思うので、これの洗い出しはしっかりしていただいて関係部署との連携を図っていただければと思います。

<事務局>

ご指摘のとおり対応させていただければと思います。

<会長>

それでは、答申書については基本的には案のとおりとなるかとは思いますが、本日出された意見をもとに少し修正を加えたものが次回の最終の審議会に出されると思います。最初にも申し上げましたが次回の審議会では答申内容の大幅な変更はできないと思っています。ですので言い残しがないように最後にもう一度お聞きしたいと思っています。ご意見等があれば出していただいて最終答申案に生かせるようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

<教育長>

よろしいでしょうか。校長先生がお二人いらっしゃるのを確認させていただきたいのですが、14ページの2)の「統合校に児童・生徒の不安や悩みに対応するためのスクールカウンセラーや学習指導員等を配置すること。」とありますが、実質的には町では中学校にはさわやか相談員を町費で配置していますので文言的にさわやか相談員を加えたほうが良いか確認させていただきます。

<委員>

町立の中学校3校すべてにさわやか相談員が配置されていて、子ども達の様々な心のケアに対応していただいています。新しい学校においても引き続き配置していただければありがたいと思いますので、答申書にも文言を加えていただければと思います。

<会長>

他に無ければ終わりにしたいと思いますがいかがでしょうか。無いようですので以上で議事のほうを終わりにしたいと思います。

7 閉 会